弘前市道路照明施設包括管理業務要求水準書

１．一般事項

(1)基本的な考え方

受託者は、業務期間において、本書並びに関係法令等に従い、対象施設を健全な状態で管理及び改修を進めることと、維持管理費の縮減を目的としたLED化を進めるために(3)に掲げる業務を行う。

業務の実施にあたっては、常に長期的な視点を持ち、対象施設全体の管理水準の向上とライフサイクルコストの低減を目指すものとする。

(2)対象施設

市が管理する道路照明灯　　2,520灯　（平成30年度調査時点）

業務期間中の新設等による増加も含む。

※詳細は、別添施設資料のとおり

平成30年度調査以降の新設、廃止、容量変更等の詳細については、業務開始前に整理します。

(3)業務の範囲

受託者は、対象施設に関する次の業務を行うものとする。

①業務統括管理

②年次改修・維持管理計画の作成

③老朽化対策及びLED化のための改修工事

④改修後のモニタリング

⑤不具合対応等の維持管理業務

⑥その他事業者の提案による業務

(4)業務期間　　令和2年の契約締結から令和7年3月31日まで

２．業務ごとの要求水準

業務名	⑴業務統括管理
業務内容	・構築した実施体制による業務全体の管理、調整 ・市との連絡・調整の窓口
要求水準	・業務全体を把握する管理体制を構築すること。 ・各業務における連絡・調整のための一本化した窓口を置くこと。 ・月ごとに業務計画書及び業務報告書を作成し、提出すること。 ・業務全体に関する情報を集約し、定期的に市との連絡調整の場を設けること。

業務名	⑵年次改修・維持管理計画の作成
業務内容	道路照明灯個別施設計画をもとに、当該年度の改修箇所を選定し、改修・維持管理計画を作成する
要求水準	・計画の作成は、同等施設の整備・改修等の実績を有するものを担当に加えること。 ・改修箇所の選定は、各施設の状況や工事の効率性などの優先度をもって、当該年度の予算の範囲で行うこと。 ・改修方法は、「道路照明設置基準（国土交通省）」ほか関連法令等を遵守したものであるとともに、機器等の汎用性やメンテナンスの容易さなど、将来の維持管理を考慮したものであること。 ・改修方法は、受託者の作成する案を市が確認し、決定する。 ・改修工事は、取り外しした機器の処分までとし、特にポリ塩化ビフェニル（PCB）の使用が疑われる機器の処分にあたっては、製造年、型式、採油等により含有の有無を判別し、適正に処分するためのスケジュール及び費用を計上すること。 ・改修スケジュールは、可能なかぎり市の観光イベント等に配慮したものとすること。

業務名	⑶ 老朽化対策及び LED 化のための改修工事
業務内容	年次改修計画に基づく改修工事と不具合対応のために必要となる工事
要求水準	・施工する者は、弘前市競争入札参加資格名簿の「電気工事」に登録され、かつ弘前圏域内に本社または営業所を有する者が行うこと。 （応募者、コンソーシアム等の構成員、協力企業を問わない。） ※弘前圏域…弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村を言います。 ・市発注工事に準じ、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 31 年版）等を適用するとともに、必要な資格者等を配置すること。 ・改修工事により必要となる、容量変更等の契約手続きについても併せて行うこと。

業務名	⑷ 改修後のモニタリング
業務内容	改修による電気料金の削減その他の効果等のモニタリング
要求水準	・実施手法は、効率的なものであること。 ・モニタリングの結果は、以降の業務に反映させるとともに、定期的に発注者に報告すること。

業務名	⑸ 不具合対応等の維持管理業務
業務内容	①点検や通報等により把握した不点灯等の不具合対応 ②道路照明施設を健全な状態で維持するために必要な管理業務
要求水準	① 不具合対応 ・灯具落下の恐れや事故による倒壊など、特に緊急性の高いものについては、24 時間 365 日対応可能な体制とすること。 ・不具合対応の際には、通行人や通行車両、その他周辺環境等を守り、かつ二次被害を防止するための初期対応を行い、その後、当初の機能を維持するために必要な修繕等を行うこと。 ・修繕にあたっては、LED 化が未完のものについては、可能な限り LED 化改修を検討すること。 ・修繕・改修までに時間を要する場合は、市にその状況を報告し、可能な応急措置の方法を提案すること。 ・修繕・改修までの応急措置は、本業務の対象とする。 ・不具合の頻度の高い資材等については、効率的な在庫管理により、速やかな不具合対応に努めること。 ② 管理業務 ・業務期間内にすべての道路照明施設の支柱等のわかりやすい場所に、識別のための管理番号を表示すること。 ・パトロールやその他の手法等により、不具合の把握に努めること。 ・市が管理する台帳の更新に必要な情報を提出すること。 ・次年度の改修箇所を選定するための、状況確認を行うこと。